

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、憲法前文、一四条違反をいうが、外国人登録法が憲法の所論条項に違反しないことは、当裁判所大法廷判例（昭和二六年（あ）第三九一号同三〇年一二月一四日判決、刑集九巻一三号二七五六頁）の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四六年三月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三